

第79回日本私法学会 個別研究報告

平成27年10月10日(土) 京都・立命館大学衣笠キャンパス

「金銭の担保化の担保法的構造～敷金関係を中心に」

日本大学 教授 清水 恵介

報告要旨

物的担保に関する法体系の中で、担保目的物としての金銭は、いかに処遇されるべきか。本報告は、この点を考察すべく、金銭を担保化する実例として、不動産賃貸借実務における敷金交付の慣行を採り上げ、従来、担保法領域における考察対象として扱われてこなかった敷金の法律関係そのものにつき、フランス法等に示唆を受けつつ、正面からの担保法的考察を加えることで、他の物的担保に類する担保法的構造が敷金関係にも内在することを明らかにしようとするものである。

そこで、まずは、考察の大前提として、金銭の担保化を担保法的に考察することの理論的可能性を確認する。なぜなら、その考察にあたっては、これまで、主として、①種類物担保の否定観、②占有＝所有構造による担保権設定の不可能性といった点が理論的な障害になっていたものと思われるため、これらの点にひとまず反駁しておく必要があるからである。

その上で、敷金関係を、「停止条件付返還債務を伴う金銭所有権の移転」などといった敷金返還請求権を主眼とする従来の法的構成から離れ、日本法における現実的な担保法的構成として、金銭を対象とする譲渡担保契約関係と捉えるべきこと（譲渡担保構成）を提唱したい。そして、その仮説の下で、より具体的には、敷金契約の性質決定、敷引特約の有効性、敷金返還請求権の法的性質、敷金の当然充当、賃貸借契約当事者の交替に伴う敷金関係の承継などといった、これまで個別的に処理されてきた周知の論点を採り上げ、これらの論点に対する通説的理解を、譲渡担保構成から再検証する。

さらには、担保法的考察から浮かび上がる論点として、被担保債権の範囲、当事者の担保価値維持義務、果実收取権の帰属、根担保の規制などといった担保法上の基本的諸問題についても、敷金関係に即して検討を加える。

以上の検討を通じ、不動産や金銭以外の動産、債権その他の財産権と並んで、金銭もまた、その特殊性を踏まえつつも、担保目的財産の一種として正面から捉えられるべきものであり、その受け皿となる譲渡担保法は、金銭上の担保権を規律するという新たな役割を担うべきであることを示したい。また、併せて、預貯金や供託金など、第三者に預託された金銭を担保化する法的仕組みについても、金銭上の担保権の法的処遇との関連性を視野に入れながら、その法的構造が究明されるべきものであることを、今後の課題として提示したい。